○農林水産省告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県丹生郡越前町若荷二字際ケ谷四・六・七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一から三まで、五の一、五の七から五の一五まで、三三字西ケ平三・一〇の一・一〇の四・一〇の五・一〇の一七・一一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、一の二、五の一から五の四まで、七から九まで、一〇の三、一〇の六から一〇の一六まで、一〇の一八、一〇の一九、一〇の二一、一〇の二二、三四字六所山一の二・一の三・二の一・二の二・二の三・二の四・三の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、二の二、四の一から四の五まで、三五字大谷一、二の一から二の七まで、三六字西谷一の一から一の一六まで、二から四まで、五の一から五の六まで、六、三七字東六所山一の二から一の四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、一の五、二の一から二の七まで、三の一、三の二、四二字上蜂ノ尻二の二八（次の図に示す部分に限る。）、一、二の一から二の二七まで、二の二九から二の三二まで、三、四三字東谷一の一から一の三まで、二の一から二の七まで、三の一から三の三まで、四から一〇まで、一の一から一の三まで、二二、四四字六万坊一の一、一の二、二の二、三、四五字表谷一、二の一から二の五まで、三の一から三の三まで、四、四六字指尾二の一から二の八まで、二の一二、四七字高平一の一から一の三まで、二の一から二の一〇まで、三の一、三の二、四の一から四の七まで、四八字大平一の一、一の三から一の一まで、一の二三、一の二四、二、三の一から三の一まで、四、入尾二〇字小屋ケ谷一の一から一の六まで、一の九から一の一七まで、一の一九から一の三六まで、二の一、二の二、二一字口橋一の一から一の一二まで、一の一五から一の三一まで、二の一から二の一二まで、二の一四から二の一六まで、笈松五六字下内一から一一まで、一二の一、一三から一五まで、一六の一、一六の二、一七、一八、五七字井畑ケ一から一七まで、一八の一、一八の二、一九から二六まで、二七の一、二七の二、二八の一、二八の二、二九、三〇の一、三〇の二、三一の一、三一の二、五八字三ノ谷一の一、二、三の一、三の二、四、五の一、六の一、六の二、七の一、七の二、八の一、八の二、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一一から一三まで、一四の一、一四の二、一五の一、一五の二、一六、一七の一、一八、一九の一、二〇、二一、二二の一、二二の二、五九字二ノ谷八の一・九の一・一一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、一の二、二の一、二の二、三の一から三の三まで、四の一、五、六の一、六の二、七の一、七の二、八の二から八の五まで、一〇、一二の一、一二の二、三の一、一三の二、一四の一、一四の二、一五の一、一六から二〇まで、二一の一、二二の一、二二の二、二三、二四まで、二五の一、六〇字七曲り一（次の図に示す部分に限る。）、二から二一まで、六一字上山九九（次の図に示す部分に限る。）、九八、六二字芦ケ谷一・一五・一六・一八・二一の一・二一の三・二三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二から一一まで、二二の一から一二の三まで、一三、一四、一七、一九、二〇、二二、六三字野田ケ谷一から三まで、四の一、四の二、五の一、五の二、六から一一まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年一月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県今立郡池田町魚見一四六字ガマ沢四、五、六の一、六の二、七、八の一、八の二、九の一から九の三まで、九の一一、一四八字小豆谷真一、二、三の一から三の五まで、四、五の一、六、七、八の一、八の二、九、一四九字和ラ見谷一から四まで、五の一、五の二、六の一、六の二、七から一三まで、一五〇字練俣谷一の一、二の一から二の八まで、三の一、三の二、四の一から四の三まで、五、六の一から六の五まで、七の一、八から一〇まで、一一の一から一一の三まで、一二から一四まで、一五の一、一五の二、一六の一から一六の七まで、一七の一から一七の五まで、一八の一、一八の四、二〇の一、二二の一、二二の三から二二の一四まで、二二の一六、二二の一七、二二の二四、二三、一五一字野田見谷山一、二の一、二の二、三、四、五の一、五の二、六の一、六の二、七から一〇まで、一一の一、一二、一三から一六まで、一五四字唐木谷一から四まで、五の一から五の三まで、六から一三まで、一四の一、一四の二、一五の一、一五の二、一六の一、一六の二、一七、一八の一、一八の二、一九から二七まで、一〇の一、一〇の二、一六〇字須張谷四の一から四の三まで、四の六から四の一六まで、四の二六、四の二九、四の三一から四の三三まで、四の三五から四の三七まで、五の一、五の二、六の一、六の二、七、八の一、八の三から八の五まで、一六一字風吹山一の一、一の二、一の四から一の一〇まで、二の一、三の一、五の一、五の二、六、一六三字行司谷山九の一、九の二、一一、一二の一、一二の二、一三、一四、一七一字岩原ヶ谷山四の一、四の二、五から一八まで、一九の一、一九の二、二〇から三四まで、三六の一、三七、四一から四七まで、四八の一、四八の二、四九から五四まで、五五の一、五五の二、五六、五七、一七二字須窪谷一の三、一の五、一七三字東谷山一七から二一まで、二二の一、二二の二、稗田二三字宝蔵水昌谷六から一〇まで、二四字小村松一、一七から二一まで、二五字宮ノ谷五から二〇まで、東俣九四字大梶屋谷口四、一〇一字上之山二の一、二の二、二の四から二の七まで、二の三三、蒲沢二二字大輪谷一の四から一の八まで、二四字百合谷一の七から一の一四まで、大本一〇九字中瀬谷九から一九まで、一二四字蛇谷二から五まで、一三二字高野一〇の二、一二、一四から二一まで、二八、二九の一、二九の二、三〇から三四まで、一三三字口横谷一〇から一四まで、一五七字尾三拾間一の三、一五八字了観一の一、一の二、一六四字稗田奥一の二から一の四まで、一の九から一の四二まで、一の四五、一六六字白谷二の一から二の四まで、茂生谷二九字水ホシ一、二、四から一四まで、三〇字滝谷一、二の二、四から九まで、三一字五郎谷三、四、五の二、三二字西牧谷六、三九字堂ノ谷一の二、二の一、二の二、三、四、五の一、五の二、六、水海二〇九字足谷三の一から三の五まで、四の一から四の四まで、五の一から五の三まで、六の一、六の二、七、二一三字立壁一、二一四字部子山五、六、七の二、九から一一まで、一三から二二まで、二五の二、二五の三、二五の一〇、二五の一一、二一七字戸金平一四の一、一四の二、一八の一、一八の二、一九の一、一九の二、二〇、二一の一、二一の二、二二の二、二三の一、二四の一から二四の四まで、二一八字西郷郎二の三、二一九字荒谷一一の一から一一の五まで、一二の一、一二の二、一三の一、一三の二、一四、一五の一、一五の二、一六の一、一六の二、一七、一八の一、一八の二、一九の一、一九の二、二〇の一、二一の二、東青二〇字タナグラ山三から一三まで、尾緩二三字大ソワ谷山一、二四字丑バイ谷山二から四まで、六、土合皿尾六五字沼の谷一の五一、六六字大小屋山一の二、二、三、六七字総合谷五の一から五の三まで、谷口八八字イカツ谷山三の一、三の二、四の一、四の二、五の一、五の二、八九字奥清水ケ原一から四まで、五の一、清水谷八五字滝上二〇、二一、二二の一、二四の一、二四の二、二五

(三)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県今立郡池田町水海二〇六字花釣南四の四から四の六まで、六の一、六の二、二一八字西郷郎二の二、二の四、二の七、二の八、土合皿尾六三字大九造山二〇の一、二〇の二、二〇の二二、二〇の二三、広瀬五六字岳一、二